

自治労連は、「偽装請負」問題で、総務省（5月7日）、厚生労働省（同9日）と交渉を行いました。

総務省は、①自治体であっても法令順守は当然、②民間委託にあたっては労働者派遣法などの規定を順守するように当面「研究会報告」(*注)で周知する、③住民票交付等の窓口業務への派遣労働者の受け入れは住民基本台帳法だけでなく関係法令も順守するのは当然であり機会あるごとに注意喚起する、と回答しました。

厚生労働省は、①自治体であるかどうかにかかわらず労働者派遣法の違反に対して厳正に指導する、②3年を超える場合の直接雇用の申し込み義務に違反している場合も同様と回答しました。地方労働局へ具体事例を示して申告し、是正指導を求める行動が必要です。

(*注) 総務省「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会(報告書)」2007年3月、p.11-15
<http://www.soumu.go.jp/iken/index.html>



前進する地方組織・単組の取り組み

派遣保育士12名が町の直接雇用に

栃木県野木町

栃木県野木町の公立保育所では、03年から大新東ヒューマンサービス㈱と「保育士派遣業務委託契約」を結び、業務委託と称して派遣保育士を受け入れていました。町が支払った委託料のうち保育士の賃金等は6割程度で、4割は会社の儲けとなっていました。

雇用不安による労働相談をきっかけに、派遣保育士が、栃木公務公共一般労組に加入し、雇用実態は「偽装請負」であること、既に3年の派遣期間を超え「町に直接雇用義務」があること、町の直接雇用にかわれば良い保育につながることを確信し、栃木労働局に申告、会社・町当局と交渉しました。交渉では、町当局が「法にもとづき直接雇用する」と回答し、07年4月から12名全員が町の嘱託保育士になり、賃金・労働条件も改善されました。



臨時・嘱託職員203名の「雇い止め」「移籍」を撤回

群馬県玉村町

06年11月、群馬県玉村町の当局が、臨時・嘱託職員203名に対し、「地公法22条で任用してきたが、議会・県から違法との指摘があるので07年3月末で全員を雇い止め(解雇)し、民間会社に移籍してもらう」との提案がありました。

臨時・嘱託職員が加入している群馬県自治体一般労組は、臨時・嘱託職員の業務を委託・派遣でおこなえば「偽装請負」「違法派遣」となること、公務としての組織的な一体性が損われることを交渉や議員要請で訴え、マスコミにも働きかけて、1ヶ月あまりの闘いで提案を撤回させ雇用を守りました。

給食調理の業務委託契約は違法と指摘

兵庫県丹波市

兵庫県丹波市は、07年9月から新設の「学校給食センター」で調理業務を民間委託する計画でした。地域住民や労働組合へは「安心・安全な給食確保のために、栄養士が作った献立に沿って市が食材を購入し、調理を業者に委託する」と説明しました。しかし兵庫労働局が「この委託契約では『派遣と請負の区分基準(昭和61.4.17労働省告示37号)』に照らして問題がある」と指摘し当面、直営で稼働することになりました。

自治体職場の

「偽装請負」「違法派遣」

違法・不当な雇用をなくし

「人間らしく働くルール」の確立で

住民の暮らしと権利を守る公務公共サービスを

「偽装請負」が、社会的に大きな問題となっています。「ワーキングプア」の背景に、このような違法・不当な働き方があるからです。

社会的公正さと法令順守が強く要請される国や自治体のなかにも、「偽装請負」や最低賃金すれすれの雇用が広がっています。

自治体職場から「偽装請負」をなくすことは、不安定・低賃金の雇用を是正するとともに、安易な民間委託を規制し、公務公共サービスの質を確保する意義をもっています。

自治体労働組合の重要な課題として、学習と討論、交渉・申し入れ、組織化を総合的にすすめる必要があります。

偽装請負

職業安定法・労働者派遣法の規制逃れのため、実態は派遣なのに、請負(業務委託)に見せかけた違法な契約。

違法派遣

派遣労働は本来、例外的・一時的なもの。恒常的業務や期間の制限をこえた派遣、および無許可・無届出の会社からの派遣。



自治体職場にひろがる「偽装請負」「違法派遣」

労働規制の緩和・撤廃か、働くルールの確立か

「ワーキングプア」「不安定・低賃金雇用」の背景に、「偽装請負」のような労働者派遣法や職業安定法に違反する違法・不当な雇用の広がりがあります。

トヨタやキャノンなど民間大企業の請負・派遣労働者が立ち上がり、全労連などが支援し、日本共産党国会議員団の追及によって、一気に社会問題化しました。トヨタ系の光洋シーリングテクノ（徳島）では、請負労働者59人が直接雇用を勝ち取りました。

ところが財界・大企業は、労働者派遣や最低賃金など今でも不十分な規制すら邪魔だといって、撤廃・緩和を政府に迫っています。

いま低賃金・不安定雇用や解雇、長時間労働の野放しを許すのか、「人間らしく働くルール」を確立するのが、するどく問われています。

相次ぐ、自治体職場への是正指導

自治体職場での「偽装請負」が、地方労働局からは是正指導されています。埼玉県北本市のコミュニティ施設、兵庫県篠山市の図書館や学校用務、尼崎市の住民票入力業務などが、昨年11月以降、相次いで是正指導を受けました。

自治労連の調査でも「偽装請負」が明らかに

自治労連は弁護士とともに、自治体現地調査（07年1-2月）をおこないました。行革モデルとされる愛知県高浜市では100%出資の子会社から住民票窓口職場などに「最初は派遣、仕事に慣れれば請負」という基準で民間労働者を受け入れています。広島県安芸高田市では園長が直接保育を指示できない請負契約で保育所に民間大手派遣会社から保育士を受け入れています。

行政改革と定員削減のなか「請負（業務委託）」という名の「偽装請負」が自治体職場に蔓延しています。

違法・不当な雇用の是正と公務公共サービスの改善を

住民福祉の増進を図るべき自治体が、違法・不当な雇用で「ワーキングプア」をうみだすことは許されません。自治労連は、良質の公務公共サービスを保障する自治体の責任、自治体関連労働者の雇用と労働条件の改善を結びつけて、「偽装請負」をなくすことをめざします。

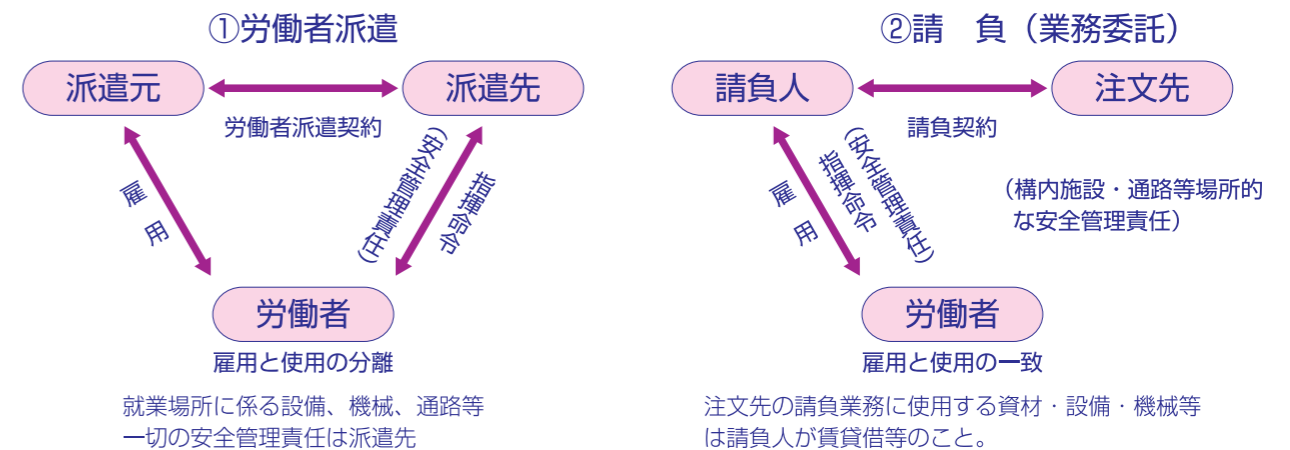
具体的には

- ①自治体当局に要求書を提出し、懇談し、実態をつかみ、交渉する。
- ②派遣・請負労働者と対話し、要求を聞き、労働組合への加入を呼びかける。
- ③業務と雇用の実態をチェックし、「偽装請負」が明らかの場合、当局に是正を求め、必要に応じ、地方労働局^(注)へ申告し是正指導を求める。
- ④「偽装請負」解消を口実にした請負・派遣労働者の解雇、派遣契約への切り替えを許さず、厚生労働省通達（平成19年3月1日）に基づき自治体への直接雇用（非正規職員であっても）を求める。

(注) 地方労働局の連絡先は、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/pref.html>



派遣と請負のちがい



「偽装請負」を見分ける簡単チェックリスト

請負（業務委託）契約で、以下の項目の1つでも「いない」があった場合、労働者派遣であり「偽装請負」に該当する疑いがあります。

- I 受託者の雇用する労働者の労働力を受託者が自ら直接利用すること**
 - ①業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うこと
 - (1) 受託業務・職場における労働者の人数・配置・変更等の指示を自ら行って (いる いない)
 - (2) 労働者に対する仕事の割り当て、調整等の指示を自ら行って (いる いない)
 - (3) 労働者に対する業務の技術指導や指揮命令を自ら行って (いる いない)
 - ②労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うこと
 - (1) 労働者の就業時間、休憩時間の決定、残業、休日出勤の指示、欠勤・遅刻・早退等の勤怠管理を自ら行って (いる いない)
 - (2) 委託先が作成したものでなく自ら作成したタイムカードや出勤簿を使用して (いる いない)
- ③企業秩序の維持・確保等のための指示その他の管理を自ら行うこと**
 - (1) 労働者の選定、指名、分担、配置等の決定を自ら行って (いる いない)
 - (2) 事業所への入退場の管理、服装・職場秩序の保持のための規律の決定及び管理を自ら行って (いる いない)
- II 受託した業務を自己の業務として委託先から独立して処理すること(単なる肉体的な労働力の提供となっていないこと)**
 - (1) 業務の処理のための機械、設備、器材、材料、資材を自らの責任と負担で準備して (いる いない)
 - (2) 業務処理に必要な機械、資材等を委託先から借入れ又は購入した場合には、委託契約と別個の双務契約(有償)が締結されて (いる いない)

豆知識 ①

3年を超えると、派遣先に直接雇用の申し出義務

事務用機器の操作など26業務以外の一般業務の派遣可能期間は3年となっています。3年を超えて派遣を受け入れる場合、派遣先に派遣労働者への直接雇用の申し出義務が発生します。実態として派遣労働である偽装請負の期間も派遣期間とみなされます。(労働者派遣法40条4)

豆知識 ②

1年以上の派遣導入には、労働組合の意見聴取義務

1年以上の派遣期間を定める派遣労働を受け入れようとするときは、派遣先事業所はその事業所に過半数組合がある場合は労働組合の、ない場合は過半数を代表する労働者の意見聴取の義務があります。(労働者派遣法40条2の4項)

豆知識 ③

「もっぱら派遣」は違法

関連の派遣会社が、その親会社や関連会社のみで特定して派遣することは「もっぱら派遣」として禁止されています。自治体においても、自治体が出資している外郭団体がその自治体及び外部団体のみに派遣している場合は違法です。(労働者派遣法7条、48条2)